

◎新潟県訓令第8号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 県民生活・環境部 （略） 環境企画課		別表第4（第6条関係） （略） 県民生活・環境部 （略） 環境企画課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1)～(6) (略)	(1)～(59) (略)	(1)～(6) (略)	(1)～(59) (略)
(7) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第4条の規定により、 <u>鳥獣保護管理事業計画</u> を定め、及びその変更をすること。	(60) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> 第7条第5項（同法第7条の2第3項、第12条第6項、第14条第4項及び第14条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、利害関係人の意見を聴くこと。	(7) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第4条の規定により、 <u>鳥獣保護事業計画</u> を定め、及びその変更をすること。	(60) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> 第7条第5項（同法第12条第6項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、利害関係人の意見を聴くこと。
(8) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> 第7条（同条第5項を除く。）の規定により、 <u>第1種特定鳥獣保護計画</u> を定め、及びその変更をすること。	(61) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> 第10条第1項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。	(8) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> 第7条（同条第5項を除く。）の規定により、 <u>特定鳥獣保護管理計画</u> を定め、及びその変更をすること。	(61) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> 第10条第1項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずること。
(8)の2 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> 第7条の2（同条第3項において準用する同法第7条第5項を除く。）の規定により、 <u>第2種特定鳥獣管理計画</u> を定め、及びその変更をすること。	(62) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> 第15条第1項の規定により、 <u>指定猟法</u> を定め、 <u>指定猟法禁止区域</u> を指定すること。		(62) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> 第15条第1項の規定により、 <u>指定猟法</u> を定め、 <u>指定猟法禁止区域</u> を指定すること。
(9) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正</u>	(62)の2 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟</u>	(9) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する</u>	

化に関する法律第12条第2項の規定により、対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限をすること。

(9)の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第3項の規定により、対象狩猟鳥獣の捕獲等につき承認を受けるべき旨の制限をすること。

(9)の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第1項の規定により、同法第34条第1項の規定により指定した休猟区の全部又は一部について、第2種特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定すること。

(10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第2項の規定により、同法第11条第2項の規定により限定された期間を延長すること。

(11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第3項の規定により、同法第12条第1項の規定による禁止又は制限を解除すること。

(11)の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2（同条第4項において準用する同法第7条第5項を除く。）の規定により、実施計画を定め、及びその変更をすること。

の適正化に関する法律第15条第10項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(62)の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の6第2項の規定により、認定鳥獣捕獲等事業を同法第18条の5第1項各号に掲げる基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずること。

(63) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第22条第1項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(64) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第24条第9項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(64)の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第6項（同法第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会の開催その他の必要な措置を講ずること。

(65) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第30条第1項の規定により、同法第29条第

法律第12条第2項の規定により、対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限をすること。

(9)の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第3項の規定により、対象狩猟鳥獣の捕獲等につき承認を受けるべき旨の制限をすること。

(9)の3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第14条第1項の規定により、同法第34条第1項の規定により指定した休猟区の全部又は一部について、特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定すること。

(10) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第14条第2項の規定により、同法第11条第2項の規定により限定された期間を延長すること。

(11) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第14条第3項の規定により、同法第12条第1項の規定による禁止又は制限を解除すること。

(63) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第22条第1項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずること。

(64) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第24条第9項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずること。

(64)の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第6項（同法第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会の開催その他の必要な措置を講ずること。

(65) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第30条第1項の規定により、同法第29条第7項の許可

(12) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により、鳥獣保護区を指定すること。

(13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定により、特別保護地区を指定すること。

(14) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条第3項の規定により、補償すべき金額を決定し、及び通知すること。

7項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をしている者に対し、行為の実施方法について指示をすること。

(66) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第30条第2項の規定により、行為の中止又は原状回復若しくは必要な措置をとるべきことを命ずること。

(67) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第34条第1項の規定により、休猟区を指定すること。

(68) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域を指定すること。

(69) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第6項の規定による特定猟具使用制限区域における承認対象捕獲等をしようとする者の数を定めること。

(70) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第11項の規定により、承認対象捕獲等をする場所を変更することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(70)の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第10項の規定により、麻酔

(12) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により、鳥獣保護区を指定すること。

(13) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定により、特別保護地区を指定すること。

(14) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条第3項の規定により、補償すべき金額を決定し、及び通知すること。

を受けて同項各号に掲げる行為をしている者に対し、行為の実施方法について指示をすること。

(66) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第30条第2項の規定により、行為の中止又は原状回復若しくは必要な措置を執るべきことを命ずること。

(67) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第34条第1項の規定により、休猟区を指定すること。

(68) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域を指定すること。

(69) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第35条第6項の規定による特定猟具使用制限区域における承認対象捕獲等をしようとする者の数を定めること。

(70) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第35条第11項の規定により、承認対象捕獲等をする場所を変更することその他の必要な措置を執るべきことを命ずること。

銃猟をする場所を変更することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(71) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条の規定により、狩猟免許試験の一部を免除すること。

(72) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第50条第1項の規定により、狩猟免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すこと。

(73) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第50条第3項の規定により、狩猟免許試験を受けることができないものとする。

(74) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第1項の規定により、狩猟免許を取り消すこと。

(75) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第2項の規定により、狩猟免許を取り消し、又は狩猟免許の効力を停止すること。

(76) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第59条の規定により、狩猟を行うことができる者の数を制限すること。

(77) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第63条の規定により、狩猟者登録を抹消す

(71) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第49条の規定により、狩猟免許試験の一部を免除すること。

(72) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第50条第1項の規定により、狩猟免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すこと。

(73) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第50条第3項の規定により、狩猟免許試験を受けることができないものとする。

(74) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第52条第1項の規定により、狩猟免許を取り消すこと。

(75) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第52条第2項の規定により、狩猟免許を取り消し、又は狩猟免許の効力を停止すること。

(76) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第59条の規定により、狩猟を行うことができる者の数を制限すること。

(77) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第63条の規定により、狩猟者登録を抹消すること。

	<p>ること。</p> <p>(78) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第64条の規定により、狩猟者登録を取り消し、又は効力を停止すること。</u></p> <p>(79) <u>削除</u></p> <p>(80) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第73条第2項において準用する同条第1項の規定により、猟区の維持管理に関する事務を指定する者に委託すること。</u></p> <p>(81) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第76条の規定による協議及び司法警察員として職務を行う職員の指名をすること。</u></p> <p>(82) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第78条第1項の規定による鳥獣保護管理員を任免すること。</u></p>		<p>(78) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第64条の規定により、狩猟者登録を取り消し、又は効力を停止すること。</u></p> <p>(79) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第68条第1項の規定による猟区の認可をすること。</u></p> <p>(80) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第73条第2項において準用する同条第1項の規定により、猟区の維持管理に関する事務を指定する者に委託すること。</u></p> <p>(81) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第76条の規定による協議及び司法警察員として職務を行う職員の指名をすること。</u></p> <p>(82) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第78条第1項の規定による鳥獣保護管理員を任免すること。</u></p>
--	---	--	--

(略)  
(略)

(略)  
(略)

別表第5 (第14条の2 関係)

地域振興局の健康福祉部長及び健康福祉環境部長専決事項

- (1)～(24) (略)
- (25) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第46条第2項の規定による狩猟免状の再交付をすること。
- (26) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条の規定による狩猟免許の更新をすること。
- (27) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第57条 (同法第61条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、狩猟者登

別表第5 (第14条の2 関係)

地域振興局の健康福祉部長及び健康福祉環境部長専決事項

- (1)～(24) (略)
- (25) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第2項の規定による狩猟免状の再交付をすること。
- (26) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条の規定による狩猟免許の更新をすること。
- (27) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第57条 (同法第61条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、狩猟者登録簿に登録

録簿に登録すること。

- (28) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第58条（同法第61条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、狩猟者登録を拒否すること。
  - (29) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第60条の規定により、狩猟者登録証及び狩猟者記章を交付すること。
  - (30) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第1項の規定による狩猟者登録の変更登録をすること。
  - (31) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定による狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付をすること。
  - (32) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第65条第4項の規定による狩猟免状の再交付をすること。
- (略)

別表第6（第15条関係）

- (1)・(2) (略)
- (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
健康福祉部 衛生環境 課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第4項</u>の規定による狩猟者登録を受けた者の住所等の変更の届出を受理し、当該登録を変更すること。</li> <li>(2) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第63条</u>の規定により、狩猟者登録を抹消すること。</li> <li>(3) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第64条</u>の規定による狩猟免状の返納を受けること。</li> <li>(4) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第10項</u>の規定による狩猟者登録証等の亡失の届出を受理すること。</li> <li>(5) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第11項</u>の規定による狩猟者登録証等の返納を受けること。</li> </ul>

すること。

- (28) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第58条（同法第61条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、狩猟者登録を拒否すること。
  - (29) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第60条の規定により、狩猟者登録証及び狩猟者記章を交付すること。
  - (30) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第1項の規定による狩猟者登録の変更登録をすること。
  - (31) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定による狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付をすること。
  - (32) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第65条第4項の規定による狩猟免状の再交付をすること。
- (略)

別表第6（第15条関係）

- (1)・(2) (略)
- (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
健康福祉部 衛生環境 課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第4項</u>の規定による狩猟者登録を受けた者の住所等の変更の届出を受理し、当該登録を変更すること。</li> <li>(2) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第63条</u>の規定により、狩猟者登録を抹消すること。</li> <li>(3) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第64条</u>の規定による狩猟免状の返納を受けること。</li> <li>(4) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第10項</u>の規定による狩猟者登録証等の亡失の届出を受理すること。</li> <li>(5) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第11項</u>の規定による狩猟者登録証等の返納を受けること。</li> </ul>

	と。 (5)の2～(15) (略)		(5)の2～(15) (略)
(略)		(略)	
健康福祉環境部 環境センター長	<p>(1) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第46条第1項の規定による狩猟免許を受けた者の住所等の変更の届出を受理し、狩猟免許にその変更に係る事項を記載すること。</u></p> <p>(2) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第54条の規定による狩猟免許の返納を受けること。</u></p> <p>(3) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第75条第1項の規定により、鳥獣の捕獲等の許可を受けた者等に対し、報告を求めること（新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第6号まで及び第9号から第12号までに掲げる事務に係る場合に限る。次号において同じ。）。</u></p> <p>(4) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第75条第3項の規定により、職員に鳥獣保護区等に立ち入り、狩猟をする者等の所持する鳥獣等を検査させること。</u></p> <p>(5) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第50条の規定による狩猟免許の亡失の届出を受理すること。</u></p> <p>(5)の2～(72) (略)</p>	健康福祉環境部 環境センター長	<p>(1) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第1項の規定による狩猟免許を受けた者の住所等の変更の届出を受理し、狩猟免許にその変更に係る事項を記載すること。</u></p> <p>(2) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第54条の規定による狩猟免許の返納を受けること。</u></p> <p>(3) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第75条第1項の規定により、鳥獣の捕獲等の許可を受けた者等に対し、報告を求めること（新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第6号まで及び第9号から第12号までに掲げる事務に係る場合に限る。次号において同じ。）。</u></p> <p>(4) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第75条第3項の規定により、職員に鳥獣保護区等に立ち入り、狩猟をする者等の所持する鳥獣等を検査させること。</u></p> <p>(5) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第50条の規定による狩猟免許の亡失の届出を受理すること。</u></p> <p>(5)の2～(72) (略)</p>
健康福祉環境部 環境センター環境課長	<p>(1) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第4項の規定による狩猟者登録を受けた者の住所等の変更の届出を受理し、当該登録を変更すること。</u></p> <p>(2) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第63条の規定により、狩猟者登録を抹消すること。</u></p> <p>(3) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第64条の規定による狩猟免許の返納を受けること。</u></p> <p>(4) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規</u></p>	健康福祉環境部 環境センター環境課長	<p>(1) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第4項の規定による狩猟者登録を受けた者の住所等の変更の届出を受理し、当該登録を変更すること。</u></p> <p>(2) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第63条の規定により、狩猟者登録を抹消すること。</u></p> <p>(3) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第64条の規定による狩猟免許の返納を受けること。</u></p> <p>(4) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第</u></p>

<p>則第65条第10項の規定による狩猟者登録証等の亡失の届出を受理すること。</p> <p>(5) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第11項の規定による狩猟者登録証等の返納を受けること。</u></p> <p>(5)の2～(20) (略)</p>	<p>10項の規定による狩猟者登録証等の亡失の届出を受理すること。</p> <p>(5) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第11項の規定による狩猟者登録証等の返納を受けること。</u></p> <p>(5)の2～(20) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>